

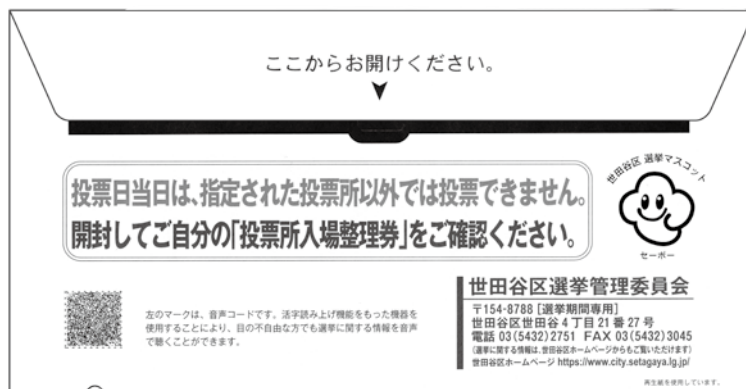
現住者用封筒

※ (表) (裏) とも青を基調として作成。

(表)



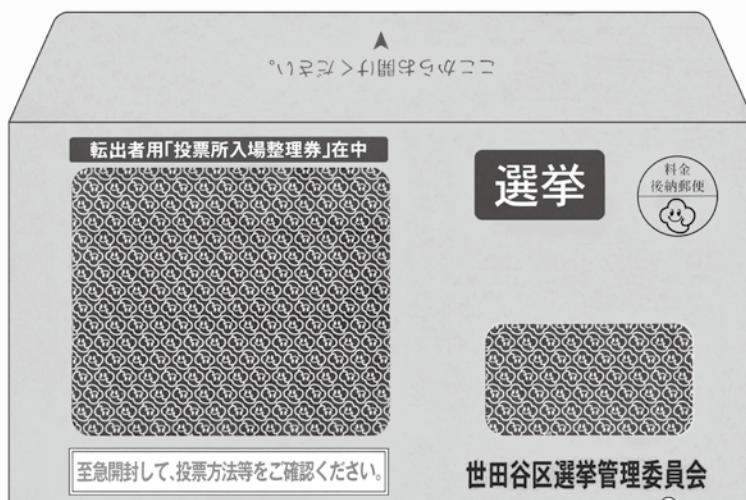
(裏)



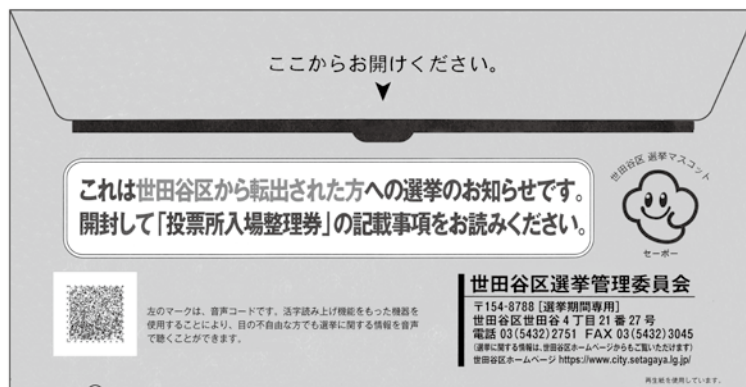
転出者用封筒

※ (表) (裏) とも青を基調として作成。

(表)



(裏)



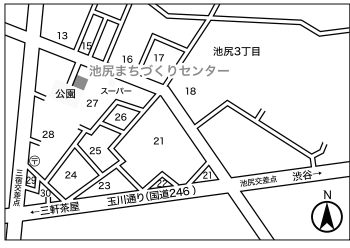
整理券再交付・予備用 (表)

※ (表) は青、(裏) は赤を基調として作成。

投票所入場整理券

東京都知事選挙
令和2年7月5日(日)午前7時～午後8時

1 投票所 池尻まちづくりセンター
池尻3-27-21



様

投票区	投票日当日のあなたの投票所(他の場所では投票できません)
001	池尻まちづくりセンター 池尻3-27-21

簿冊	頁	行	名簿対照
8	0	0	1

※裏面をお読みください。

(裏)

投票日当日に投票する方法

投票日当日、表面の投票所に、この「投票所入場整理券」をご本人がお持ちください。

世田谷区内で期日前投票をする方法

投票日当日に表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をすることができます。投票の際は、右の枠内に本人が記入した上で、区内の期日前投票所へお持ちください。

※受付場所・期前等とは向付の「期日前投票のご案内(黄色いチラシ)」をご覧ください。

※今回来都知事選挙が、三軒茶屋センターで、期日前投票の受付を開始します。

世田谷区外で投票する方法(不在者投票)

名の枠内に本人が記入し、郵政で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等の交付を請求してください(FAXでは請求できません)。なお、この方法は郵便によるため、日数を要します。請求および投票はなるべくお早めにお願します。

投票される日までに都内に転出される方、された方

(都内に転出した場合は投票できません。)

投票日当日の投票、期日前投票、または不在者投票の請求の際に、下記①、②のうち①か②より、引続き都内に住所を有することの証明が必要となります。

① **「住民票の写し」(名簿登録地である世田谷区の住所が記載されているもの)を提示する。**

※不在者投票の請求の場合は、住民票の写しを本請求書と一緒に郵送してください。郵送されていない場合は、下記の方法により、世田谷区選挙管理委員会へ住所の確認手続きをさせていただきます(別途申請不要)。

② **必要書類に記入し、引続き都内に住所を有していることの確認を申し出る。**

⇒住民票の写しは不要ですが、電話照会するため確認にお時間を要します。

<投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません>

期日前(不在者)投票申請書(申請書)

私 は、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の当選、下記の事由に該当する見込みです。以上、事実であることを証し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

氏名	生年月日	明・大・昭・平・西暦
住所(名簿登録地)	世田谷区	丁目 番 号
(アパート等の名称・部屋番号)		
期日前(不在者)投票をする理由(事由) ※当てはまる項目(ア～オ)に印をつけてください		
ア	仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭などのため	
イ	レジャー・用事などで他の区市町村や区内(投票区外)に外出・旅行・滞在するため	
ウ	疾病・介護・身障の障害・出産などに伴い歩行が困難なため	
エ	都内の他の区市町村に転住のため	
オ	天災または悪天候により投票所へ行くことが困難なため	

世田谷区外の投票所で投票する方法(不在者投票)の場合は、必ず投票用紙等の希望送付先(受け取れる場所)・電話番号をご記入ください。※期日前投票の場合は不要

投票用紙等の希望送付先(アパート等の名称・部屋番号まで正確にご記入ください)

〒 _____ 都 道 区 市 町 村

〒 _____ 都 道 府 県 _____ 区 市 町 村

自宅 () 携帯 ()

事務処理欄	受付場所	名簿対照	都内転出者
			確

世田谷区選挙管理委員会

〒154-8788(選挙期間専用) 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045

- 60 -